

別表

令和 6 年度うるま市移動支援事業報酬単価表

※令和 6 年 4 月 1 日報酬単位改定分を適用

1 個別支援型

1-1 身体介護を伴う場合

	時間区分	サービス所要時間	所定費用額
1	0.5時間	所要時間45分未満	2,560円
2	1.0時間	所要時間45分以上1時間15分未満	4,040円
3	1.5時間	所要時間1時間15分以上1時間45分未満	5,870円
4	2.0時間	所要時間1時間45分以上2時間15分未満	6,690円
5	2.5時間	所要時間2時間15分以上2時間45分未満	7,540円
6	3.0時間	所要時間2時間45分以上3時間15分未満	8,370円
7	3.5時間	所要時間3時間15分以上3時間45分未満	9,210円
8	以降	以降30分ごと	830円

1-2 身体介護を伴わない場合

	時間区分	サービス所要時間	所定費用額
1	0.5時間	所要時間45分未満	1,060円
2	1.0時間	所要時間45分以上1時間15分未満	1,970円
3	1.5時間	所要時間1時間15分以上1時間45分未満	2,750円
4	2.0時間	所要時間1時間45分以上2時間15分	3,450円
4	以降	以降30分ごと	690円

ア サービス所要時間が30分未満の場合においては、「20分以上」を経過する支援があった場合にのみ算定ができる。

イ 30分を超える支援があった場合においては、所要時間において「15分以上」を経過した場合のみ算定できる。

ウ 夜間帯（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝帯（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1回につき所定費用額の100分の25に相当する額を加算し、深夜帯（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1回につき所定費用額の100分の50に相当する額を加算する。

別表

エ 「身体介護あり」のサービスの提供は、初任者研修課程修了者等が提供にあたることとし、基礎研修課程修了者等がサービス提供したときは、基本単位の70%を算定する。

また、重度訪問介護従業者養成研修修了者がサービスを提供した場合には、「所要時間4時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間4時間以上の場合は821単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数」を算定する。

(初任者研修課程修了者等の定義)

介護福祉士(実務者研修修了者)、居宅介護職員初任者研修課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、介護職員基礎研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修課程修了者(1・2級)、訪問介護員(1・2級)

(基礎研修課程修了者等の定義)

居宅介護従業者養成研修課程修了者(3級)、居宅介護従業者養成研修課程修了者、視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、訪問介護員(3級)、県より「みなし証明書」の交付を受けた実務経験者

オ 「身体介護なし」のサービスの提供は、「身体介護あり」の場合と同様、初任者研修課程修了者等が提供にあたることとし、基礎研修課程修了者等又は重度訪問介護従業者養成研修修了者がサービス提供したときは、基本単位の90%を算定する。